

事業主 年末調整の持ち物リスト

- ☐ 前年（令和6年分）の源泉徴収簿・納付書
- ☐ 源泉所得税の納付書（未使用分）
- ☐ 総括表（各市区町村から送付されてくる用紙）
- ☐ 中途入社の従業員・パートがいる場合は入社年月日
- ☐ 中途退社の従業員・パートがいる場合は退職年月日

納期の特例の場合（1～6月分を7月10日までに納付している方）

- ☐ 源泉徴収簿（前半に作成した令和7年1～6月分源泉徴収簿に7～12月分を記入してください）
- ☐ 源泉所得税の納付書（令和7年1月～6月分）で、領収印があるもの

毎月納付の場合

- ☐ 源泉徴収簿（令和7年1月～12月分の給与、源泉税等を源泉徴収簿に記入してください）
 - ☐ 源泉所得税の納付書（令和7年1月～11月分）で、領収印があるもの
- 〈お願い〉専従者、従業員等の持ち物について、記入もれ等のないよう、ご確認をお願いします

専従者・従業員・パート等 年末調整の持ち物リスト

- ☐ 「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
 - ☐ 「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
 - ☐ 「令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書」
 - ①国民年金、国民年金基金 控除証明書
 - ②生命保険料控除証明書
 - ③地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書
 - ④小規模企業共済払込証明書
- ※①～④は証明書が必要です（証明書がないと控除する事が出来ません）
- ⑤国民健康保険料、介護保険料 **※ 1/1～12/31 に支払った金額**
（令和7年1月1日～12月31日までの間に、口座から引落された金額、または窓口で支払った金額の合計保険料）
- ☐ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除がある方
 - ①給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（対象者には税務署より送付）
 - ②借入をした金融機関等の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（令和7年12月31日現在の残高を証明するもの）
- ☐ 中途入社（令和7年1月1日以降）で前職がある場合、前職の源泉徴収票

[注意] 前職の源泉徴収票がない場合、各自（従業員さん）で確定申告をすることになります。

※2 必要な書類は、国税庁のホームページからダウンロードしてください  各種申告書・記載例（扶養控除等申告書など）

～基礎控除の見直し等にご注意ください～

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

▶ 令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について



▶ 昨年と比べて変わった点
（基礎控除の見直し等）



【完全予約制】

年末調整サポートのお知らせ

～従業員・専従者等の年末調整について～

★持ち物等は右面をご参照ください

◇日 程

1. 令和7年 **12月9日**(火) ～ 令和7年 **12月25日**(木)
〈土・日・祝日除く〉ご都合の良い日時をご予約ください。
2. 時間は下記よりお選び下さい。サポートは1人約30分程度
午前＝**9時、9時30分、10時、10時30分、11時**
午後＝**1時、1時30分、2時、2時30分、3時、3時30分、4時**

◇会 場 目黒青色申告会館

◇予約申込 ①FAX 年末調整サポート予約申込書

②電 話 03-3713-1141

※FAXの無い方はお電話ください。

◇特別会費 専従者・従業員・パートの人数によって有料

①2名まで 無料

②3～9名 1,100円(税込)

③10名以上 3,300円(税込)

※5名以上は、サポート時間の都合上、事前に源泉徴収簿(1～12月分記入済)のご提出(FAX)をお願いします。

◇年末調整サポート予約申込み締切日 令和7年 **11月26日**(水)

※希望日時に予約できない場合は、事務局からご連絡をいたします。

< F A X 予 約 申 込 書 >

右側のキリトリ線に沿って切り取り、送信してください (一財)めぐろ青色申告会

FAX 03-3713-1185

事務局行〈24時間受付〉

予約日時		月	日	時	分
会員No.		氏 名			
電話 ()		業種			
給与支払い実人数		名←必ずご記入ください			
内訳：専従者 名、従業員 名、パート 名		⑩中途退職、中途入社の方も含みます			

※送信締切日 令和7年 **11月26日**(水)

※送信ミスのないよう送信記録をご確認ください。